

## 1 概要

- 1日、ボリッチ大統領は就任後初の一般教書演説を実施。具体的政策として、高所得者等に対する課税、税制政改革法案(6月中の提出)、学生債務(CAE)の免除、治安省及び先住民族担当省の創設、北部移民問題に対応する投資計画・移民政策、サンティアゴ・バルパライソ間の鉄道敷設に関する計画、リチウム国営企業の設立に関する計画を発表。
- 28日、制憲議会が本会議における新憲法条文案に係る全ての審議・投票を終了し、7月4日のボリッチ大統領への新憲法草案提出をもって閉会することとなった。
- 7～10日、ボリッチ大統領は第9回米州首脳会議に出席するため米国を訪問。首脳会議の間では、地球規模課題への対応のため排他的になるのではなく米州として協働し、ひとつの意見を持つ必要性を主張した他、バイデン米大統領とバイ会談も実施。

## 2 内政

### (1) 感染症情報

ア 28日付チリ保健省発表の新型コロナウイルス変異株累積報告件数は以下のとおり。

#### (ア) 懸念される変異株(VOC)

デルタ株(B.1.617.2):4万622例(変異株全体の43.5%)

ベータ株(B.1.351):73例

ガンマ株(P.1):7,024例

アルファ株(B.1.1.7):575例

オミクロン株(B.1.1.529):3万892例(変異株全体の33.1%)

オミクロン株(BA.4):399例

オミクロン株(BA.5):148例

オミクロン株(BA.2.12.1):530例

オミクロン株(BA.2.1.3):5例

#### (イ) 注目すべき変異株(VOI)

ラムダ株(C.37):1,742例

ミュー株(B.1.621):2,786例

### イ サル痘

保健省は23日までにチリ国内で報告されたサル痘感染者は累計で6名となった旨発表。重症者及び死者は報告されていない。また、24日、ジャルサ保健大臣は、サル痘の世界的流行に伴い生じ得る驚異に対応するために本年9月30日までの間、チリ国内全域に対するサル痘の衛生警報(Alerta Sanitaria)を発令する旨発表した。

### (2) 2022年大統領一般教書演説

1日、ボリッチ大統領はバルパライソの議会にて、就任後初の一般教書演説を行ったところ要

旨は以下のとおり。

●ボリッチ大統領は主に3月11日の就任以降の2か月あまりの期間での取り組み及びチリの変革に向けた今後の政策について具体的な法案等を交え発表。

●国際情勢に関し、チリはロシアのウクライナ侵攻によって発生した社会的損害・人権侵害を非難。マクロン仏大統領、トルドー加首相、フェルナンデス亜大統領、グテーレス国連事務総長、アーダーンNZ首相、ジョンソン英首相(当時)等の世界のリーダーと同事態の現状や多国間主義による平和実現の方途につき話し合った。また、チリはラテンアメリカに深く根ざした国家である点を強調。

●今後の政策に関し、(1)社会権、(2)より良い民主主義、(3)公正および治安、(4)包摂的な成長、(5)環境の5分野を重点化する旨表明。

●具体的な政策としては、高所得者等に対する課税や鉱業所得に対するロイヤリティ等の措置からなる税制政改革法案(6月中の提出)、学生債務(CAE)の免除、治安省および先住民族担当省の創設、北部移民問題に対応する投資計画・移民政策、サンティアゴ・バルパライソ間の鉄道敷設に関する計画や、リチウム国営企業の設立に関する計画が発表された。

### **(3)制憲議会**

ア 28日、制憲議会が本会議における新憲法条文案に係る全ての審議・投票を終了し、7月4日のボリッチ大統領への新憲法草案提出をもって閉会することとなった。9月4日の新憲法承認の是非を問う国民投票で承認された場合の経過措置として審議されてきた現行議会における新憲法条文の改正手続きについては、7分の4の賛成が必要で、且つ、政治制度や国体等に関連する重要な議題については議会における7分の4の賛成に加えて国民投票が実施される、ただし3分の2の賛成が得られる場合には同国民投票は省略される旨明記される形となった。また、新憲法下における改憲規則は現行議会制度が終了する2026年以降も恒久的規則とされる旨承認された。

イ 直近の主要世論調査が示しているとおり、9月4日の国民投票で新憲法草案を承認すると回答する市民は減少傾向にあり、野党の右派・中道右派会派を中心として仮に同国民投票にて新憲法案が承認されない場合においても、別の新たな憲法案を作成するプロセスを継続するべきとの声が上がっている。一方、ボリッチ大統領は、同世論調査において新憲法案の承認支持率と現政権に対する評価が連動して低下していることから、新憲法は今後約40年間のチリの行方を左右するものであるが、政権は4年しか継続しないところ、それぞれを別のものとして考慮する必要がある旨強調しており、その他の政権幹部らも新憲法が国民により承認される重要性を繰り返し訴えている。他方で、ソト下院議長(連立与党中道左派「民主主義のための党(PPD)」)やカリオラ下院議員(急進左派「共産党(PC)」)ら一部の与党関係者からは、国民投票後に実施され得る内閣改造を前倒しで実施し、国民投票を迎えることを推奨する声も上がっている。

ウ 選挙分析の専門家でもあるペペ・アウス前下院議員は、9月4日の国民投票の結果を予想・分析する報告書を発表し、同国民投票においては880万人が投票し、46.6%に相当する410万人が新憲法承認賛成に投じる一方で53.4%に相当する470万人が不承認に票を投じ、新憲

法は承認されない見通しを示した。

#### **(4) 新政権及び制憲議会に関する世論調査**

##### **ア 「Pulso Ciudadano」(6月下旬)**

(ア) ボリッチ大統領の評価

評価する: 24.8%

評価しない: 56.4%

わからない: 19.3%

(イ) 9月の新憲法採択に係る国民投票

承認する: 25.0%

承認しない: 44.4%

わからない: 30.6%

##### **イ 「Cadem」(6月第5週)**

(ア) ボリッチ大統領の評価

評価する: 33%

評価しない: 62%

どちらでもない: 2%

わからない・無回答: 3%

(イ) 9月の新憲法採択に係る国民投票

承認する: 34%

承認しない: 51%

わからない: 15%

##### **ウ 「Criteria」(6月)**

(ア) ボリッチ大統領の評価

評価する: 34%

評価しない: 50%

(イ) 9月の新憲法採択に係る国民投票

承認する: 31%

承認しない: 48%

まだ決めていない: 22%

#### **(5) 南部治安情勢**

ア 先住民土地問題に起因する先住民過激派組織の活動活発化を要因とする南部治安情勢に対して、現政権は対話をベースに改善を図るとしており、状況が改善する兆しは見られない。6月もマプーチェ族関係者1名が死亡する事件が発生。

イ 政府は軍を動員して治安維持活動にあたるための非常事態宣言を発令しているものの、治安維持活動は主要幹線道路に限定しており、南部アラウカニア州を中心とする関係セクターは治安対策の強化を政府に要請している。

ウ 19日、南部治安悪化による影響を受けている自国民企業家等の保護のためにスイス、イタリア及びドイツ等の当地大使館がチリ政府に対して内々に働きかけを行っている旨、当地紙で報じ

られた。

### **(6)チリ北部治安情勢**

16日、チリ刑事警察(PDI)は、当国北部を中心に活動するベネズエラ系カルテル「El Tren de Aragua」の関連犯罪組織の構成員18名をアリカ市で一斉検挙した旨発表した。

## **3 外交**

### **(1)ボリッチ大統領の米国及びカナダ訪問**

ア 6日、ボリッチ大統領は第9回米州首脳会議に先だってカナダのオタワを訪問。トルドー同国首相とバイ会談を行い、気候変動、人権尊重、治安問題等に係る共通の関心事項について協議した。また、両首脳はバイ会談実施後にジェンダー平等及び女性のエンパワーメント分野における協力覚書署名式典に出席した。同大統領はトルドー加首相とともに武器取締り、気候危機対策、包摂的な成長、人権尊重の拡充等の分野について進展させていくと述べ、米州首脳会議において友人及びパートナーとして共に声をあげていくと強調した。

イ 7～10日、ボリッチ大統領は第9回米州首脳会議に出席するため米国を訪問した他、同会議のマージンにてバイデン米大統領との会談等を実施した。主な要点は以下のとおり。

●ボリッチ大統領は首脳会議のマージンの場でロサンゼルス市関係者や米国企業家と協議を実施、チリが投資先として安全である旨アピール。

●ロサンゼルス市長との会談においては水管理分野における知識移転に係る協力覚書に署名。

●首脳会議の場では、地球規模課題への対応のため排他的になるのではなく米州として協働し、ひとつの意見を持つ必要性を主張。

●バイデン米大統領とのバイ会談実施後に、ボリッチ大統領は両国民が直面する物価高に対応するための米州戦略につき協議した他、租税回避地対策のためのグローバルな税に係る合意に向けて両国が協働予定であり、持続可能且つ平等な開発へのコミットメントについて確認したと述べた。

### **(2)サウジアラビア議員団の訪智**

9日、フエンテス外務大臣代行はチリを訪問中のサウジアラビア王国のサウジアラビア・チリ友好議員連盟所属議員と会談を実施。サウジアラビア議連代表団はチリにおける投資及び協力を深化させる他、漁業、鉱業、住居及び環境分野における知見の共有可能性についても関心を表明した。チリ側からは海水淡水化及びグリーン水素の開発に係るサウジアラビアのイノベーション・テクノロジーに関する知見に対する関心を表明した。

### **(3)チリ・フィンランド外相オンライン会談**

17日、ウレホラ外相はハービスト・フィンランド外相とオンライン・ビデオ会談を実施し、共通の関心事項に関する様々な議題について協議した。同会談にて、両外相は極めて良好な二国間関係を強調した他、より環境に配慮した社会への移行に向けた脱炭素政策を促進する中で気候変動対策を可能とする行動を進捗させていく重要性につき一致した。また、両外相はチリが海洋保全のためにポルトガルと協働して主導したイニシアチブである海洋プラスチックごみ・廃棄物対策のための友好国グループの取組を促進し続けることで一致した。

### **(4)フエンテス外務次官の国連海洋会議出席**

28日及び29日、フエンテス外務次官はリスボンで開催中の国連海洋会議に出席。28日に三宅外務大臣政務官とバイ会談を実施した他、29日にはロハス環境大臣及びカナダ政府高官らとともに「海洋保護のための米州大陸」の第一回会合を主催し、チリ及びカナダが主導する同イニシアチブは海洋保護に係る政策面での協調、協力及び調整のプラットフォーム形成を模索するものであり、米州地域において生態学的に接続された海洋回廊を形成し、地域において重要な海洋生物の生息区域及び移動海路を保護するものでありと強調した。また、同次官は、豪州とともに持続可能な開発目標（SDGs）目標14「海の豊かさを守ろう」の履行を支援するための「海洋・沿岸エコシステムの管理、保護、保全及び修復」に係るインタラクティブな対話を共同で主催した。